

平成27年第1回三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第24号 三重県行政手続条例の一部を改正する条例案について	1
---------------------------------	---

◎所管事項

1 平成26年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について	2
2 「みえ公共施設等総合管理基本方針」最終案について	4
3 次世代育成のための三重県特定事業主行動計画（第2次前期計画）について	7
4 平成26年度包括外部監査結果について	9
5 税における社会保障・税番号制度の活用について	14
6 個人県民税対策に伴う三重地方税管理回収機構への支援について	16
7 自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入について	17
8 今後の地方公会計の整備促進への対応について	18
9 審議会等の審議状況について	
(1) 三重県公益認定等審議会	24
(2) 三重県特別職報酬等審議会	25
(3) 三重県公務災害補償等認定委員会	26

(資料1) 平成26年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績

(資料2-1) みえ公共施設等総合管理基本方針最終案概要

(資料2-2) みえ公共施設等総合管理基本方針最終案《本編》

(資料2-3) みえ公共施設等総合管理基本方針最終案《資料編》

(資料3) 次世代育成のための三重県特定事業主行動計画

平成27年3月10日

総 務 部

◎議案事項

議案第24号

三重県行政手続条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

行政手続法が平成26年6月13日に一部改正され、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」等の手続きが整備され、平成27年4月1日から施行されます。

条例等に根拠が置かれている処分や行政指導については、行政手続法の適用が除外されていますが、地方公共団体は、行政手続法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

このため、条例等に根拠が置かれている処分や行政指導について、三重県行政手続条例にも国と同様の手続を整備するものです。

2 改正内容

(1) 処分等の求め

- ① 何人も、法令に違反する事実があれば、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（行政指導の根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと申料するときは、その旨を申し出て、当該処分等を求めることができることとします。
- ② 申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分等をしなければならないこととします。

(2) 行政指導の中止等の求め

- ① 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（行政指導の根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導がその根拠となる法律又は条例に定める要件に適合しないと思料するときは、その旨を申し出て、その中止等の措置を求めることができることとします。
- ② 申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が要件に適合しないと認めるときは、中止等の必要な措置を取らなければならないこととします。

(3) その他

- ① 行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等を示さなければならないこととします。
- ② この改正に伴う関係条例の一部改正等必要な規定を整理することとします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

◎所管事項

1 平成 26 年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、昨年度までに達成済みの取組（40 取組）も含め、資料 1 のとおり取りまとめました。

なお、1 月末時点で取りまとめているため、2 月以降の実績は見込みとなっています。

1 本年度に達成する具体的取組の状況

① 個人住民税の徴収対策の推進（資料 1 番号 13）

平成 26 年 5 月から、県内の全市町が法令に基づく特別徴収義務者の指定の徹底を開始しました。その結果、増収効果額は、個人住民税ベースで約 7 億円、個人県民税ベースで約 2.8 億円が見込まれます。

また、個人住民税の未済額を縮減するため、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら、県と市町が連携をして県による直接徴収を進めました。

② 市町と連携したより効果的な徴収方策や徴収体制の検討（資料 1 番号 14）

三重地方税管理回収機構の徴収体制の見直しにかかる諸活動に関し、情報共有と意見調整を重ねてきた結果、平成 27 年度から三重地方税管理回収機構において、10 市町の参加による新たな取組「滞納整理拡充事業」の実施が決定されました。

③ 県民が納税しやすい環境の整備（資料 1 番号 15）

平成 26 年 5 月 1 日から 6 月 2 日の間、クレジットカード支払専用サイトによるクレジットカード納税を新たに導入しました。この間の利用実績は、7,375 件、297,717 千円でした。

自動車税を含む自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の導入については、各 OSS 関係会議、ワーキンググループ等により検討を実施し、導入する場合の条件について整理しました。

④ 多様な財源確保策の導入（資料1 番号16）

鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場へのネーミングライツ導入に向けて、平成26年5月からネーミングライツ・パートナーの募集を開始し、7月に開催した事前審査会及び選定委員会を経て、ネーミングライツ・パートナーを三重交通グループホールディングス株式会社、愛称を「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」「三重交通G スポーツの杜 伊勢」とすることに決定し、10月から導入しました。

⑤ 平成26年度末の県債残高を減少に転換（資料1 番号19）

平成26年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）が平成23年度末よりも減少する目標達成に向け、可能な限り県債発行の抑制に配慮した予算編成に取り組んだ結果、現時点の平成26年度末の残高見込み（8,094億円（平成26年12月補正後））が、目標の8,185億円を下回る見込みとなりました。

⑥ 電子調達システムの機能改善・最適化（資料1 番号49）

平成27年2月に次期統合電子調達システムの物件部分の構築が完了し、公共事業部分を含めたシステムの全面的な稼働・運用を3月から開始し、利用者の利便性等の向上を図りました。

2 達成割合と今後の進行管理

「みえ県民力ビジョン・行動計画」における「行政運営の取組」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」について、今年度は52の具体的取組のうち、昨年度までに達成済みの40取組を含め86%（今年度5取組）の達成割合を目標値としていましたが、それを上回る88%（今年度6取組）の達成割合となる見込みです。

来年度は、取組期間の最終年度を迎えることから「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全ての具体的取組における目標達成に向け着実に推進するとともに、これまでの取組の成果・課題を検証し、平成28年度以降の取組のあり方について検討します。

2 「みえ公共施設等総合管理基本方針」最終案について

1 経緯

平成 25 年 11 月、国において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各省庁及び各地方公共団体は、基本計画に基づく「行動計画」を策定することとされました。

平成 26 年 4 月、総務大臣から各都道府県等に対し、「行動計画」に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

本県においては、総務大臣からの要請を受け、本県の公共施設等総合管理計画として、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定することとし、12 月に報告した中間案についてさらに検討し、最終案を作成しました。

平成 26 年	6 月	総務地域連携常任委員会での説明（本県における対応）
	7 月	政策会議 作業部会（11 月まで 第 1 回～第 5 回）
	11 月	第 1 回県有財産有効活用等推進拡大会議（中間案） 政策会議（中間案）
	12 月	総務地域連携常任委員会での説明（中間案） パブリックコメントの実施（1 月までの 31 日間）（中間案） 市町への情報提供（中間案）
平成 27 年	1 月	作業部会（第 6 回）（最終案に向けた検討）
	2 月	第 2 回県有財産有効活用等推進拡大会議（最終案に向けた検討）
	3 月	政策会議（最終案） 公表（予定）

2 最終案作成に向けた検討（中間案からの主な変更点）

（1）パブリックコメントの実施

期間 平成 26 年 12 月 16 日から平成 27 年 1 月 15 日までの 31 日間
（平成 26 年 12 月 15 日に報道機関に資料提供）

方法 ホームページ掲載及び窓口での配布

結果 意見はありませんでした。

(2) 市町への情報提供等

① 市町への情報提供

平成 26 年 12 月 16 日、市町へ中間案を送付

② 市町からの依頼

市町における公共施設等総合管理計画策定の参考として、職員研修会での説明依頼があり、中間案の説明と意見交換を行いました。

- ・東員町からの依頼により、平成 26 年 12 月 25 日、東員町役場にて実施
- ・県内の市の管財主管課で構成する三重県都市管財事務担当者研究会からの依頼により、平成 27 年 2 月 3 日、鈴鹿市役所において 14 市の職員を対象に実施

③ 研修会における市町職員からの主な質問

- ・公共施設等総合管理計画に係る庁内各課への周知や研修について
- ・今後の更新経費の推計について

(3) 国の状況

会議 平成 26 年 12 月 3 日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（第 3 回）」を省庁横断で開催

内容 各省庁のインフラ老朽化対策に係る取組の情報共有等
警察庁は、インフラ老朽化対策に係る取組として、都道府県が実施する交通安全施設（信号機等）の整備に対する支援を位置づけ

(4) 他の自治体の状況

平成 26 年 12 月、新たに公共施設等総合管理計画の骨子案を公表した県があるなど、他の自治体においても策定が進んできています。

(参考) 都道府県における公共施設等総合管理計画の策定予定

(総務省自治財政局財務調査課調べ（平成 26 年 10 月現在）)

策定完了予定時期	団体数
平成 26 年度	12
平成 27 年度	11
平成 28 年度	24
計	47

(5) 最終案の作成

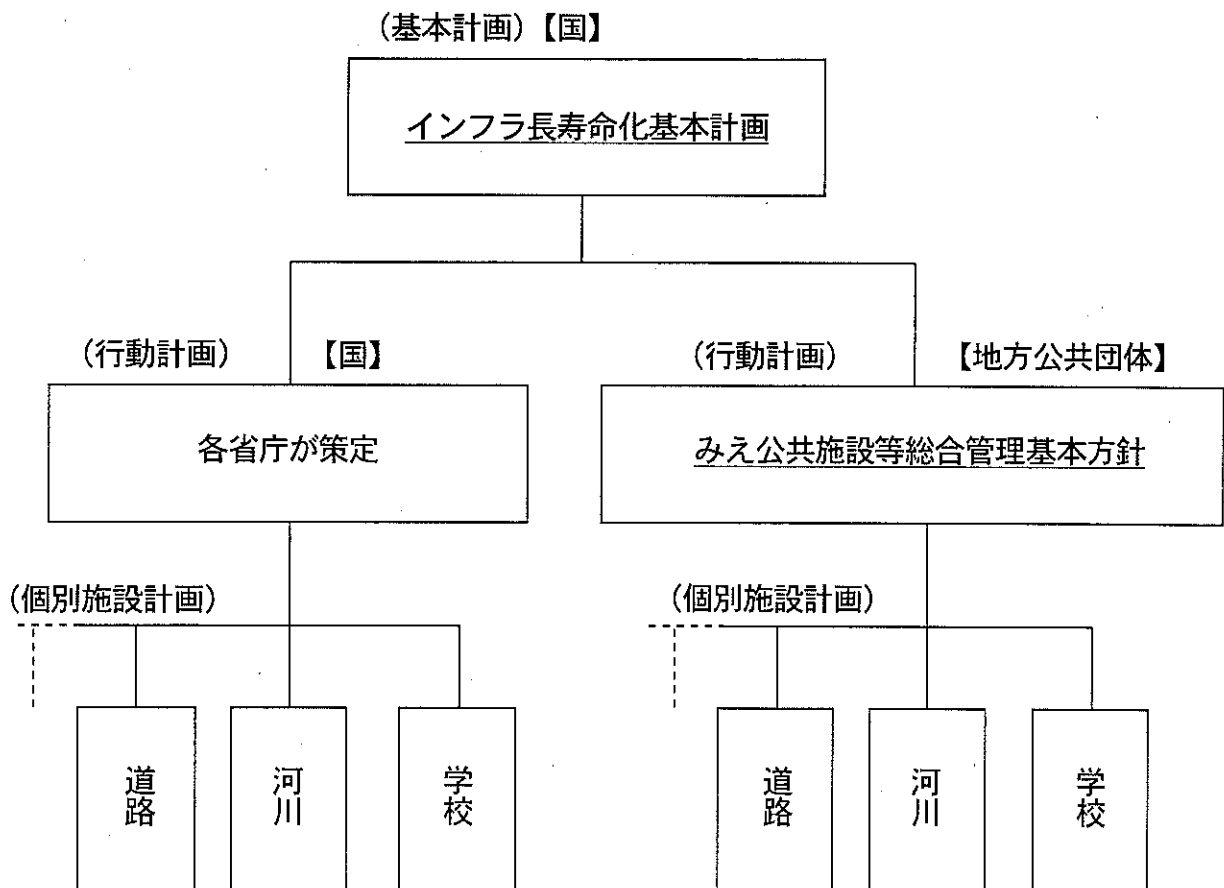
本県においては、これらの国や他の自治体の状況を参考に、「みえ公共施設等総合管理基本方針」において図表の追加などを行うとともに、これまでもインフラその他施設に含めていた交通安全施設について明確に位置づけるなど、基本方針の内容の充実を行い、最終案として作成しました。

(中間案からの主な変更点)

検討・確認事項	中間案からの主な変更内容
・他の自治体の「公共施設等総合管理計画」策定状況	・「インフラ長寿命化基本計画」と「みえ公共施設等総合管理基本方針」の体系(イメージ)図を資料編に追加
・各省庁のインフラ老朽化対策の検討状況 ・他の自治体の「公共施設等総合管理計画」策定状況	・インフラその他施設に「交通安全施設」を明確に位置づけ
・「公共施設等の現況」の充実	・「県立学校の利用状況」を追加

(参考)

「みえ公共施設等総合管理基本方針」の体系(イメージ)



3 次世代育成のための三重県特定事業主行動計画（第2次前期計画）について

1 策定の趣旨

次世代育成支援対策推進法（※1）に則り、職員が仕事と子育ての両立を図り、次世代育成を支援していく取組を、計画的かつ着実に推進していくため、平成17年4月に、特定事業主（※2）としての前期行動計画（平成17年4月～平成22年3月）、平成22年4月に同後期行動計画（平成22年4月～平成27年3月、以下、「後期計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

この度、平成26年4月に次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする改正法が成立したことを受け、平成27年4月から平成32年3月までの5年間の計画となる第2次前期行動計画（以下、「第2次前期計画」という。）を策定します。第2次前期計画においては、後期計画の成果と課題を検証し、「ワーク・ライフ・マネジメント」と連動しながら、「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」を目指して重点的に取組を進めていきます。

※1 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日に公布、施行（平成27年3月31日までの時限立法）。平成26年4月16日に10年間の延長等を内容とする改正法が成立。

※2 特定事業主（次世代育成支援対策推進法第19条）

「国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの」と位置づけられ、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を策定するものとされています。

2 後期計画の進捗状況と成果

後期計画では、男性の育児参加休暇取得率100%及び男性の育児休業取得率10%を目安とする指標として設定し、労使が協働して取組を進めてきました。

目安とする指標を管理職の組織マネジメントシートの目標値として明記のうえ、進捗状況を把握し、所属長とのコミュニケーションツールである「育児参画計画書」や「育児参画フローシート」の作成・配布を開始することにより、組織一体となって推進を図りました。また、各種制度の整備や、男性の育児参画に関する全国フォーラム（ファザリング全国フォーラム in みえ）での事例発表等も実施しました。

この結果、平成25年度における目安とする指標については、男性の育児参加休暇取得率83.70%（取得者数77名）、男性の育児休業取得率13.04%（取得者数12名）と過去最高値となりました。

3 後期計画の課題

時間外勤務時間や超長時間勤務者数については高止まりの状況にあり、必ずしも仕事と家庭の調和がとれているとはいえない状況にありました。このような状況をふまえ、平成 26 年度から、限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を目指し、「ワーク・ライフ・マネジメント」を労使協働で推進しています。この中の推進項目に次世代育成支援も位置付けられており、今後も継続的に取り組んでいくこととしています。

また、職員からは「育児休業からの円滑な職場復帰のためのサポートが必要。」「仕事と家庭を両立する職員が制度を希望どおり利用できるように業務の割り振り等における具体的な配慮が必要。」などの課題が指摘されています。

4 第 2 次前期計画の策定

第 2 次前期計画では、後期計画で残された課題に引き続き対応しつつ、「ワーク・ライフ・マネジメント」と連動しながら、「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」を目指して、取組を進めていきます。

特に、男性も子育ての当事者として積極的に育児を行うことが、女性の継続就業、キャリアアップ支援につながり、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況の解消にも資するという観点から、男性の育児休業取得をはじめとする子育てに関する諸制度のさらなる利用促進に係る取組を進めていきます。また、男女がともに子育てに関わることができるよう長時間労働の改善に取り組んでいきます。

一方、女性職員については、妊娠・出産・子育て期における仕事と家庭の両立について不安を感じる声が聞かれることから、その解消を図るため、「子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組」を新規項目として追加します。さらに、次世代育成支援を進めるにあたっては、上司の理解が重要であることから、管理職の評価や配置にあたっては、子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートしあう職場環境づくりに取り組む姿勢を重視するイクボスの推進等についても新規項目として加えることとします。

このような取組の成果を示す「目安とする指標」（平成 31 年度時点）については、次のとおり定めます。

目安とする指標（主）

●男性の育児休業取得率 25%

目安とする指標（副）

●男性の育児参加休暇（※）取得率 100%

（※）男性の育児参加休暇…男性職員が出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育をする場合、妻の産前産後 8 週間の期間に 5 日の範囲内で取得できる有給の特別休暇

4 平成26年度包括外部監査結果について

1 選定されたテーマ

外部委託に関する事務の執行について

【選定理由】

三重県は、「三重県行財政改革取組」の一つとして「民間活力の有効活用」を掲げているが、これは、県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、多様な公共サービスの提供手法を比較検討し、民間活力の導入を図っていくことを目的とするものである。

平成25年3月に民間活力の導入に関する新たな指針である「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定し、外部委託は民間活力導入手法の一つとして位置づけており、県にとって外部委託は重要な課題となっている。

また、県の委託料支出の平成24年度決算額は、一般会計において289億円と多額であり、県の財政に与える影響は大きい。

このような状況に鑑み、外部委託について合规性、経済性及び効率性を検討することは、県が民間活力の導入において達成しようとする行政サービスの質の向上と行政運営の効率化に資する情報を提供するものと考え、監査テーマとして選定した。

2 監査対象期間

平成25年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする）

3 監査の結果

（1）報告書全体

【指摘】が28件、【意見】が69件（総括9件、個別60件）、合計97件の指摘・意見を受けました。

※ 【指摘】とは、規則等に従い適切に処理されていないなど合规性等に問題がある事項。

※ 【意見】とは、指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項。

（2）総務部に対する意見

別紙のとおり

4 対応スケジュール

関係部局が、各常任委員会で監査の結果と対応方針を報告し、1年後の常任委員会で対応結果を改めて報告します。

(参考) 監査結果の総括(出納局に対する意見)

① 各部局の連携

県の委託事務の中には優れた取り組みがあるが、共有化する仕組みがない。共有化はコストをかけることなく、効果が見込めるものであり、各部局のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、その仕組みを構築されたい。

② 情報の一元化によるノウハウの蓄積

契約内容、契約方法、予定価格等の情報が一元管理されていれば、類似の委託事務を執行する際の参考にできるなど、メリットがある。価値のある情報を拾い上げ、活用できるような仕組みの整備を検討することが望ましい。

③ 予定価格の積算

根拠が不明確であるものや検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。独自に経費等を積み上げて策定するか、複数の参考見積書により策定すること等を各部局へ周知・徹底されたい。

④ 履行能力の確認

契約期間中に経営悪化により履行が困難となった契約があったが、委託先が破たんすれば、業務の履行に重大な支障を来たす危険性がある。

このため複数年や高額の契約について、「財政状態や経営成績の判断基準について、会計規則や、総合評価の競争入札の場合には評価項目への追加を検討する。決算書等を入手し設定した判断基準を満たしているか確認する。」などの対応を定めることを検討されたい。

⑤ 低入札価格調査における経営状況等の確認

低入札価格調査が必要な場合、「経営状況等」については貸借対照表を提出させ、検討しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行うことを検討されたい。

⑥ 再委託の承認

再委託が適切か否かを判断する際には、十分な情報が県に提出される必要がある。委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させ、適切性の判断をより充実させるべきであり、検討されたい。

⑦ 総合評価一般競争入札における入札結果の通知

入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、評価項目ごとの得点などの結果など可能な情報を入札参加者に通知することを各部局へ周知されたい。

⑧ 一者入札

一者入札の原因分析と解消策の検討は重要な課題であり、入札に参加可能と思われる業者がいる場合には、電話等で意思を確認することが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討されたい。

⑨ 履行確認

履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局で創意工夫が必要であるが、周知・徹底されたい。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応方針 (総務部分)

区分・内容	対応方針	所管課
1. 三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託		
① システム導入後に発生する費用 (意見)		
<p>本契約はシステム再構築と5年間の保守・運用を委託するものであるが、5年経過後、引き続き再構築業者と随意契約で保守・運用契約を締結することになった場合、適切な予定価格を設定する必要がある。そのため毎期発生する、保守・運用費用を継続的かつ詳細に把握することが求められる。</p> <p>今後、毎期の実績の検証を行うに際しては、より詳細な内訳書を入手することが望ましい。</p>	<p>新給与システムの再構築は平成27年6月に完了し、平成27年7月から本稼働します。</p> <p>本稼働以後、保守・運用業務が発生するため、平成27年度以降の実績の検証の際に、より詳細な費用内訳書を徴収します。</p>	人事課
② 入札参加者への入札結果の通知 (意見)		
<p>現在、入札参加者は入札等情報公開システムで公開される「入札・見積結果情報」により入札の結果を確認できるが、入札価格、技術評価点、合計評価点の記載しかない。</p> <p>落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。入札結果についてより詳細な情報を個別に通知する等、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。</p>	<p>次回以降の入札結果の通知については、評価項目ごとの点数を入札参加者に個別に通知することとします。</p>	人事課
2. 三重県ワークライフバランス支援事業業務委託		
① 委託業務の実績報告 (指摘)		
<p>本委託業務は、仕事と生活の調和を図り、育児・介護等の生活面での支障により心身に疲労をきたすことを防止するために必要な支援を委託するものである。</p> <p>委託先が提供するサービスが職員に対して行われていることは確認できたが、仕様書に記載されている業務委託の内容がどのように履行されたのか一部不明瞭であった。業務委託の内容と整合するように仕様書の記載内容を変更するとともに、仕様書に沿った履行確認の資料を残すことが必要である。</p>	<p>当該事業の目的・業務内容と整合するように仕様書を見直すとともに、仕様書に沿った業務を履行したことを確認した資料を残していきます。</p>	福利厚生課

<p>② 再委託先の選定における競争性の確保（意見）</p> <p>委託先が、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うと競争性が働かない状況となるため、適切なタイミングでアウトソーシング会社の企画コンペを行うなど、選定方法や契約内容の見直しを検討されたい。</p>	<p>再委託先の選定については、競争性を確保した選定を実施するよう仕様書に明記するなど契約内容の見直しを検討していきます。</p>	<p>福利厚生課</p>
<p>③ 利用実績の向上（意見）</p> <p>利用実績は前年同期より増加はしているが、十分活用された状況ではない。職員への情報提供メールの発信、Webサイトの充実などにより、周知するとともに、利用しやすいメニューについても検討し、職員に十分に活用されるよう努められたい。</p>	<p>委託先と連携し、効果的な職員への周知方法と、職員ニーズに応じた利用しやすいメニューを導入できるように検討していきます。</p>	<p>福利厚生課</p>
<p>3. 電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）</p>		
<p>① 予定価格の設定にかかる積算（意見）</p>		
<p>受託者から提出される見積書の内訳は必ずしも実勢価格と比較できる様式にはなっていないため、なるべく実勢価格と比較しやすいように内訳書の構成を変更することが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になると思われる。実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。</p>	<p>受託者から提出された見積書を実勢価格と比較できるようにするため、平成27年度の見積書の様式を検討します。</p>	<p>福利厚生課</p>
<p>4. 三重県栄町庁舎等設備管理業務委託</p>		
<p>① 再委託の承認（指摘）</p>		
<p>県は委託先から提出された再委託通知書に基づき再委託を承認していたが、この通知書の再委託金額は本業務委託の契約額そのものが記載されており、この通知書では委託業務の全部が再委託されていることになっていた。しかし、再委託を行っている部分は、本契約の一部であり金額の記載誤りに気が付くことなくそのまま再委託は承認されている。今後は再委託申請書の内容を十分検討することが必要である。</p>	<p>再委託申請書の様式について、「再委託金額」と「契約金額」を併記する様式に変更し、記入誤りを防止するとともに、申請書を受領した際には複数人で記載内容のチェックを確実にいきます。</p>	<p>管財課</p>

12

5. 平成 23～26 年度三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託

① 委託先の選定方法（指摘）

本委託業務については、低入札価格調査を行った上で業務履行が可能と判断されたため、落札が認められた。

当該調査では、決算書に利益剰余金が計上されていることから、健全な経営状態としているが、剰余金があるという理由だけで、健全な経営状態であると結論づけるのは妥当ではない。

契約にかかる事業者の財務状況の確認については、出納局から総合評価一般競争入札で実施する予定価格 2,000 万円以上の清掃・警備業務委託を対象として、その方法が通知されたところです。

この通知に即して、直近 2 か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を事業者から徴取し「財務状況の分析(標準例)」を参考に財務状況を分析し、必要に応じヒアリングにより確認することとします。

管財課

5 税における社会保障・税番号制度の活用について

1 社会保障・税番号制度の概要

(1) 利用開始

平成 28 年 1 月から個人番号、法人番号（以下「マイナンバー」という）の利用が開始されます。

(2) 導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。

2 県税部門におけるマイナンバーの活用

(1) 必要性

税の申告書等において個人番号、法人番号が記載されることから、利用開始後は県税部門においてもマイナンバーの保有、管理が必要となります。

また、平成 29 年 1 月運用開始予定のマイポータル（※1）への対応も必要となります。

なお、個人番号を保有、管理する場合には、法律の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要があり、税では「全項目評価」（※2）を実施します。

(2) 県税部門における活用見込み

県税部門においては、マイナンバーを活用することにより、同一人判定の精度の向上、名寄せ作業等の各種行政事務の効率化が見込めます。

また、将来的には、マイナンバーを利用した金融機関への調査の規定が整備される予定であり、税務調査等への活用が見込まれる状況です。（平成 27 年度税制改正関連）

(3) 今後の対応等

マイナンバーの保有管理が必要となってくることから、保有管理等へ対応できるよう税システム（三重県総合税システム）を改修するとともに、特定個人情報保護評価を実施します。

特定個人情報保護評価については、「全項目評価書」（※2）を作成し、公表する必要があることから、パブリックコメントを実施し、三重県個人情報保護審査会において第三者点検を行います。その後、「全項目評価書」を国に設置された特定個人情報保護委員会に提出するとともに、公表します。

税システムの改修については以下のとおりです。

平成 26 年度 23,378 千円（うち国庫補助金(2/3) 15,585 千円)

平成 27 年度 92,475 千円（うち国庫補助金(2/3) 61,650 千円(見込)）

計 115,853 千円（うち国庫補助金(2/3) 77,235 千円(見込)）

<参考>

※1 マイポータルとは、「情報提供等記録開示システム」のことです。インターネットを利用して自分の情報の使用状況について確認することや行政機関からのお知らせや手続きができるなどが考えられていますが、詳細については未定です。

※2 全項目評価とは、特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条、27条に規定）で実施する評価の区分です。個人番号の対象人数（保有数）や取扱者（職員等）数等により、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価に分かれており、県税部門では全項目評価に該当しています。

6 個人県民税対策に伴う三重地方税管理回収機構への支援について

1 補助金交付の目的

三重地方税管理回収機構（以下「機構」という。）は、平成 27 年 4 月から現在の高額滞納事案の滞納整理業務に加え、少額滞納事案の大量処理を内容とする新たな取組を実施します。

この新たな取組は、個人住民税をはじめとする比較的年度の新しい少額滞納事案を大量に引き受け処理する仕組みで、市町にとって更なる税収の確保と徴収力の向上が見込めるほか、個人住民税特別滞納整理班が現在行っている個人住民税に限定した直接徴収に比べ、更なる個人県民税の増収効果も期待できるものとなっています。

現在、県税未収金のうち個人県民税の占める割合は 8 割を超えており、個人県民税対策が県税の未収金対策の最重要課題となっています。県としては個人県民税対策にかかる様々な取組を積極的に推進していくなかで、この機構の新たな取組への支援を行っていきます。

2 補助事業の内容

機構における新たな取組の円滑な運営を支援するため、以下のとおり新たな取組を補助対象とする財政支援を行います。

- ・名称 地方税徴収力強化事業費補助金
- ・対象事業 新たな取組に要する経費
- ・金額 補助対象事業に要する経費の 2 分の 1（上限：1,500 万円）
- ・期間 平成 27 年度と 28 年度の 2 年間

3 その他の支援策

上記の財政的支援のほか、機構からの支援要請については、以下のとおり対応します。

(1) 人的支援

機構の新たな取組に対し、税徴収に関する専門的な知識・技術・ノウハウを有する職員 5 名を派遣し、市町職員と共に滞納整理に取り組みます。

(2) 執務場所の提供

今回の機構における新たな取組では、機構職員の大幅な増員を伴うことから、県津庁舎保健所棟 2 階にある現行の執務場所を拡大するためのスペースを提供します。

また、紀州県税事務所に統合される紀州県税事務所紀南県税課の執務スペースを、今回新たに設置される紀州分室の執務場所として提供します。

7 自動車保有関係手続のワンストップサービスの導入について

1 自動車保有関係手続のワンストップサービスとは

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）とは、運輸支局における自動車検査・登録の申請、警察署における保管場所証明の申請、自動車二税の申告・納付といった、自動車を保有する際に必要な手続きを、インターネットを利用して、一度に申請することができるサービスです。

これにより、県民の利便性の向上や各種手数料の削減が見込まれるとともに、適正な税務行政の推進や効率的な業務運営に伴うコスト削減効果が期待できます。

2 OSSの現状

全国における状況については、平成17年12月に東京、神奈川、愛知、大阪の4団体でサービスが開始され、現在は11団体で導入されています。

現時点では、新車新規登録車に限定した運用となっていますが、今後、移転登録・変更登録・抹消登録・検査登録などの手続きへの拡大に向け、国において必要なシステムの設計・開発が行われているところです。

なお、導入自治体の新車新規登録に占めるOSSによる申請率は、平成25年度で60%を超える実績となっています。

3 OSSの導入検討について

OSSについては、『三重県行財政改革取組』の税収確保対策における「県民が納税しやすい環境整備」に向けた取組の一つとして、平成24年度から導入に向けた検討を進めてきました。

導入にあたっては、導入時の財政負担が課題となることから、各都道府県の県税部門で構成されるOSS都道府県税協議会に対し、導入時の財政負担軽減に向けた要望等を行ってきました。その結果、平成27年度から、OSS都道府県税協議会がOSS用のサーバーを各団体が共同で利用する「共同利用化システム」を国土交通省と共同で開発することとなりました。

現在、本県を含め45都道府県が「共同利用化システム」の開発に賛成するなど、OSS導入に向けた機運が全国的に高まってきており、本県も導入の方向で準備を進めることとしました。

なお、開発に要する負担金については、現時点で40を超える団体が平成27年度当初予算案に計上していると聞き及んでおり、本県においても586万円を計上しているところです。

4 今後の方向性について

OSS導入にあたっては、導入効果を県民の皆さんにご理解いただくことが、最も大切であると考えます。

このため、県民が利便性やメリットを実感できるよう、現在国において検討している「法定手数料の引き下げ」や「処理の迅速化」について、引き続き国等への働きかけを継続していきます。

8 今後の地方公会計の整備促進への対応について

地方公会計の整備促進について、平成27年1月23日に、総務省から地方公共団体に対し、別紙1のとおり、統一的な基準による財務書類等の作成要請がありました。三重県としては、平成20年度決算分から総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表しているところですが、今後は下記のとおり対応していきます。

1 要請の主な内容

- 平成27年1月23日に取りまとめた、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いすること。
- 特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれること。
 - ・ 平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定であること。
 - ・ 固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしていること。【平成26年度～平成29年度】

2 今後の対応

- (1) 全ての地方公共団体が統一的な基準に基づき財務書類等を作成することで、他都道府県との財務書類の比較が容易になることや、固定資産台帳を整備することで、県民の皆さんや議会等に対し、より正確な財務書類を開示することができることなどの利点があります。

このため、平成28年度決算に基づく財務諸表を平成29年度に作成・公表すべく「固定資産台帳の整備」や「発生主義・複式簿記の導入」に取り組んでいきます。

- (2) 整備にあたっては、これまでの県の取組や費用対効果等を踏まえ、まずは適切な情報開示に資するよう対応することとし、その後、必要に応じ情報量を充実していきます。

3 今後の予定

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
固定資産台帳の整備		→		
会計方針等策定・財務会計システムの改修等		→		
財務書類に用いるデータの作成		→		
財務諸表の作成・公表				→

※専門家（公認会計士）の知見も取り入れ、随時見直していきます。

総財務第14号
平成27年1月23日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣
(公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号)のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や

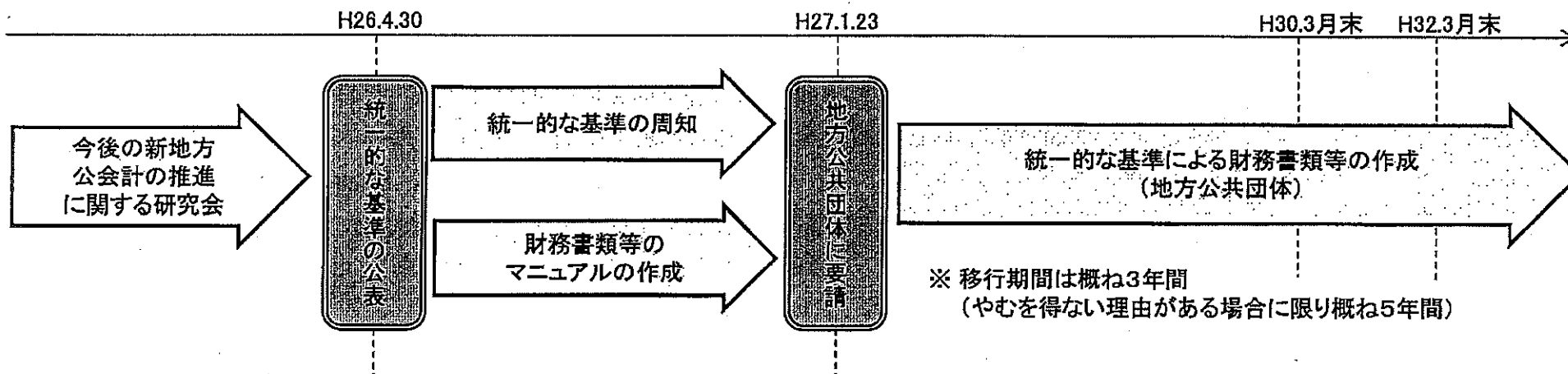
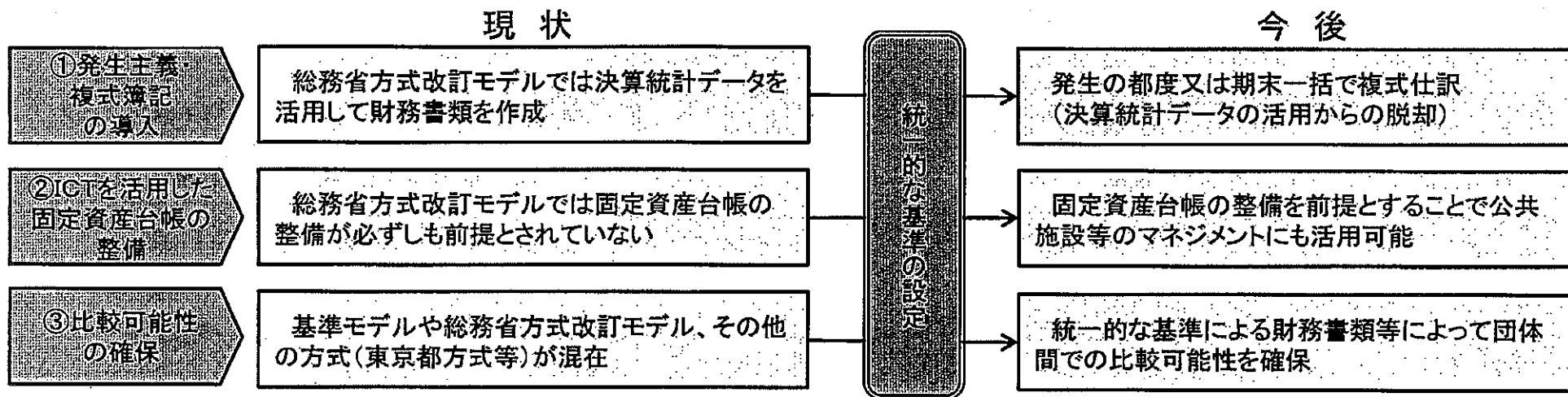
標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による地方公会計マニュアル（概要）

1. 財務書類作成要領

- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの
- ⇒ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

- 統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの
- 〔 ・ 住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
・ 固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載 〕
- ⇒ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

- 連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの
- ⇒ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

- 財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの
- ⇒ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

⇒ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

⇒ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

⇒ 特別交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

⇒ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

9 審議会等の審議状況について

(平成26年11月21日～平成27年2月15日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成26年12月2日
3 委員	会長 澤田 博 委員 上井 長十ほか2名
4 諮問事項	公益認定申請に係る諮問 (答申2件) ・ (公財) モカ育志奨学基金 ・ (公財) SHG財団 変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公社) 久居一志地区医師会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・ 公益認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。・ 変更認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	次回開催日：平成27年3月24日

注) (公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人

(2) 三重県特別職報酬等審議会

1 審議会等の名称	三重県特別職報酬等審議会
2 開催年月日	平成26年12月3日、12月18日、12月26日
3 委員	会長 種橋 潤治 委員 小林 慶太郎 ほか8名
4 諮問事項	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額
5 調査審議結果	<p>【12月3日】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会長の選任等について、会長に種橋委員、会長代理に小林委員を選任した。・ 三重県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、知事から諮問が行われた。・ 特別職の報酬等について審議を行った。・ 次回審議会において、県議会から意見聴取することにした。 <p>【12月18日】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 三重県議会議長から意見を聴き取り、意見交換を行った。・ 特別職の報酬等について審議を行った。 <p>【12月26日】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特別職の報酬等について審議を行い、知事に対して現行の報酬等の額を据え置くよう答申した。
6 備考	

(3) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成27年 1月21日
3 委 員	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 他2名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害の認定について
5 調査審議結果	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を委託されている町からの諮問を受け、地方公務員災害補償法の基準により、公務によるものかどうかの審議を行った。(1件)
6 備 考	